

船舶事故調査報告書

平成29年8月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	平成29年1月24日 19時00分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市撫養港 大磯埼灯台から真方位344° 630m付近 （概位 北緯34° 11.1′ 東経134° 38.4′）
事故の概要	液体化学薬品ばら積船圭昇丸は、東北東進中、灯標に衝突した。
事故調査の経過	平成29年1月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	液体化学薬品ばら積船 圭昇丸、185トン
船舶番号、船舶所有者等	141600、東阿海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 航海士、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に亀裂を伴う凹損 灯標 船着場水上部の鋼製床板等に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約4m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期、波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長及び航海士ほか1人が乗り組み、航海士が、0.5海里レンジに設定したレーダー及びGPSプロッターを作動させ、船首目標である撫養港口灯標（以下「港口灯標」という。）の緑灯を船首マストよりやや右舷側に視認した後、約9.2ノット（kn）の対地速力で手動操舵により撫養ノ瀬戸を東北東進中、港口灯標に衝突した。 航海士は、撫養ノ瀬戸を東北東進する際、ふだんから船首目標である港口灯標の緑灯を船首のやや右舷側に見ながら操船を行っており、本事故時、港口灯標に約100～200mまで接近してから左舵を取るつもりでいたものの、目視でまだ港口灯標までの距離があるものと思っていた。
分析	本船は、航海士が、港口灯標の灯光を船首のやや右舷側に見る態勢で航行中、港口灯標までの距離を目測に頼り、レーダー等を用いて港口灯標までの距離を確認していなかったことから、変針予定地点を通過していることに気付かず、港口灯標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、航海士が、港口灯標の灯光を船首のやや右舷側に見る態勢で航行中、港口灯標までの距離を目測に頼り、レーダー等を用いて港口灯標までの距離を確認していなかったため、変針予定地点を通過していることに気付かず、本船が港口灯標に衝突したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 夜間、航路標識等までの距離を測る際は、目測のみに頼らず、レーダー等を活用すること。
-----------	---